相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県土岐市駄知町二二八九番地七、最後の住所岐阜県土岐市妻木町三〇二〇番地の八一
被相続人　亡　酒井よ志え

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月五日
事務所　岐阜県多治見市小田町六丁目四八番地　冨田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　冨田　篤史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県岐阜市茜部新所四丁目一一二番地一一、最後の住所岐阜県羽島郡岐南町八剣五丁目一二七番地スクエアガーデン二〇三号室
被相続人　亡　青山　一彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月五日
岐阜県関市古屋敷町一〇―五グランドハイツ春日一〇一号室　関あさくら法律事務所
相続財産管理人　弁護士　掛布　真代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県瑞穂市美江寺五六二番地、最後の住所岐阜県羽島郡笠松町下新町一〇九番地（菅原方）
被相続人　亡　吉本　丈夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月五日
事務所　岐阜市市橋四―六―七鈴木ビル三階―四　U・I総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　臼井　俊治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市中区山下町一番地一、最後の住所静岡県浜松市中区山下町一番地の一
被相続人　亡　島田　基子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月五日
静岡県浜松市中区蜆塚二丁目一七番二〇号
相続財産管理人　司法書士　榛葉　隆雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市港区七番町五丁目一番地九、最後の住所愛知県名古屋市南区呼続一丁目二番三二号ジーオー妙音通マンション一〇二号
被相続人　亡　田端　利行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月五日
愛知県名古屋市中区丸の内三―二〇―六豊友ビル六階中山・辻・加藤法律事務所
相続財産管理人　弁護士　杉坂　華

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県津市中河原二七五番地、最後の住所三重県津市中河原二〇二〇番地
被相続人　亡　黒田二美和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月五日
三重県四日市市浜田町一二番一八号　アーク四日市ビル四階　石脇法律事務所
相続財産管理人　弁護士　石脇　大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県いなべ市北勢町麻生田二八五六番地、最後の住所愛知県名古屋市中村区長筬町三丁目五九番地の一　長筬九八七荘五号
被相続人　亡　伊藤　荘二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月五日
三重県四日市市浜田町一二番一八号　アーク四日市ビル四階　石脇法律事務所
相続財産管理人　弁護士　石脇　大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府八尾市東本町一丁目一一五番地、最後の住所大阪府八尾市東本町一丁目二番七号
被相続人　亡　佐野　謙二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月五日
大阪府大阪市北区西天満五丁目一四番七号　和光ビル六階
相続財産管理人　弁護士　藤井　薫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍韓国、最後の住所大阪府羽曳野市学園前一丁目六番一二号
被相続人　亡　秋田正武こと　李　正武

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月五日
大阪府堺市堺区戎島町四丁四五番地一ポルタス・センタービル一二階　堺みなと法律事務所
相続財産管理人　弁護士　唐崎　浩司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市左京区下鴨宮崎町一六五番地二、最後の住所兵庫県西宮市大谷町一一番九六―三〇一号
被相続人　亡　小山外思子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月五日
兵庫県尼崎市潮江一丁目三番三〇号ＫＤＩビル四階　尼崎駅前法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小林　靖子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市北区西天満六丁目三番地、最後の住所奈良県大和高田市大字曽大根五七三番地
被相続人　亡　佐古田タネ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月五日
奈良県大和高田市高砂町二番一号　サンライズビル三階
相続財産管理人　弁護士　星野さゆり

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県簸川郡佐田町大字原田二三六番地二、最後の住所千葉県木更津市岩根三丁目一二番二五号
被相続人　亡　板垣　春夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月五日
島根県出雲市高岡町一五三番地
相続財産管理人　司法書士　石橋　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県山県郡北広島町寺原九二七番地、最後の住所広島県山県郡北広島町寺原九二七番地
被相続人　亡　粟木　見吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月五日
事務所　広島市中区上八丁堀七番一〇号　ＨＳビル五階
相続財産管理人　弁護士　小林由巳子

第６期決算公告

平成28年3月17日
東京都八王子市椚田町1218番地3
ＡＧＣフィルテック株式会社
代表取締役　横山　孝彰

貸借対照表の要旨
（平成27年12月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	181
	固定資産	62
	合計	243
負債及び純資産の部	流動負債	118
	固定負債	0
	株主資本	125
	資本金	50
	利益剰余金	75
	その他利益剰余金	75
	（うち当期純利益）	(10)
	合計	243